意見書案第1号

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成26年3月24日提出

提出者
向日市議会議員 北 林 重 男
賛成者
向日市議会議員 和 田 広 茂 飛鳥井 佳 子

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書

昨年12月6日、特定秘密保護法案が参院本会議において、多数議員の慎重審議を求める声の中で自民・公明両党の賛成により可決された。 国会周辺を初め、全国各地での法案反対・慎重審議を求める多数国民の 注視の中での採決で、憲政史上まれにみる暴挙である。

法成立後のマスコミ各社の世論調査でも、反対が過半数を占め、7 6%が国会での議論が不十分と回答している。こうした国民多数の声を 無視する暴挙は民主主義と無縁のもの断じて許されるものではない。

特定秘密保護法は、第1に、何が「秘密」であるかが「秘密」とされ、 どんな行政情報も「特定秘密」と指定されれば半永久的に隠し続けるこ とができる。

第2に、「特定秘密」を故意であれ、過失であれ、漏らした公務員に 重罰を科し、「秘密」とは知らず、「秘密」を知ろうとした国民も処罰す る。未遂でも、共謀、教唆、扇動したと見なされれば罰せられる。これ ではマスコミ関係者、学者・研究者・議員・法曹界、一般国民も自由な 情報収集ができず、国民の知る権利が著しく侵されることになる。

第3に、国会議員の国政調査権を侵し、「特定秘密」の指定や解除を 監察する機関を設置するというものの実効性が無く、法の根幹を変える ものではない。

つまり、日本国憲法に定められた国民主権、基本的人権、平和主義の原則に抵触する恐れがあり、断じて認められない。

よって、向日市議会は、特定秘密保護法の撤廃を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月24日

京都府向日市議会